

令和 3 年度

六戸町教育委員会の事務の
点検及び評価に関する報告書

～令和 2 年度事業実績～

六戸町教育委員会

ま え が き

六戸町教育委員会は、町長の「町づくりは 人づくり」、「子どもは 町の宝」の思いと、第5次六戸町総合振興計画「みんなの六戸 2020 プラン」に掲げました、「恵みの大地と 人が結び合う やすらぎと感動の定住拠点・六戸」の実現に向け、教育の推進に取り組んでおります。

教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関する学識経験を有した人達から点検及び評価をいただき、また御意見や御指導をもとに委員会も自ら点検と評価を行い、それを報告書としてまとめ、これを議会に提出するとともに、町民の皆様に公表し、教育委員会の取組みについて御理解を深めていただくものとしております。

今後も教育委員会では、学校教育・社会教育・スポーツの各分野が一体となった施策の推進に努めてまいりますので、町民の皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 11 月

目 次

第1章 総論

- (1) 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 点検及び評価の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 報告書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 点検・評価委員会議の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (5) 令和2年度の教育基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 学校教育編

- (1) 方針及び重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 点検・評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (3) 六戸町立小・中学校適正規模・適正配置等に係る検討について・・・・ 20

第3章 社会教育編

- (1) 方針及び重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (2) 点検・評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第4章 図書館編

- (1) 方針及び重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (2) 点検・評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第5章 スポーツ編

- (1) 方針及び重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (2) 点検・評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第6章 教育環境の整備編

- (1) 方針及び重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- (2) 点検・評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

資 料

- 事務の点検及び評価実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 事務の点検及び評価実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 【別冊】六戸町立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する基本方針

第1章 総論

(1) 趣旨

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成20年4月施行）、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

この法律改正に伴い、六戸町教育委員会では、町民への説明責任を果たし効果的な教育行政を推進するため、教育委員会の事務の点検及び評価を実施し、その結果を報告書としてまとめたものです。

(2) 点検及び評価の方法

【点検・評価の対象】

六戸町教育基本方針に基づいて実施する主な事業を対象にし、令和3年度は、令和2年度に実施した事業について点検・評価を行いました。

【学識経験者の知見の活用】

点検及び評価の客観性を確保するため、点検・評価委員会議を開催し、教育に関し学識経験を有する者（評価委員3名）から意見をいただき、点検・評価の実施と報告書の作成を行いました。

(3) 報告書の構成

【全体構成】

報告書は、「学校教育」「社会教育」「図書館」「スポーツ」「学校環境の整備」の施策ごとに構成されています。

【重点施策の点検】

各重点施策を推進するため具体的な取組状況について、個々の事業が適切に実施されているかどうか、その概要・計画・実績を点検しています。

【重点施策の評価】

各重点施策を推進するため具体的な取組状況について、個々の事業ごとに、成果・課題等の評価を行っています。

(4) 点検・評価委員会議の概要

【点検・評価委員】

| 氏名 | 所属等 |
|-------|--------------------------|
| 田澤孝三郎 | 元中学校長、元東部上北教育研究協議会指導課長 |
| 小笠原時治 | 青森県青少年健全育成指導員、社会教育委員 |
| 小泉則雄 | B&G海洋センター指導者会会長、スポーツ推進委員 |

【点検・評価委員会議の開催状況】

点検・評価委員会議 令和3年11月19日開催

内容

- ・事務の点検評価の概要説明について
- ・重点施策の点検及び評価について

【評価委員からの主な意見】

- ①進路講演会の事業を継続して実施し、生徒の今後の人生に大きな影響を与えていることが見られる。
- ②各事業の成果や課題について、見直しを図りながらマンネリ化に陥らない配慮が見られる。
- ③学校教育課題解決のため各種事業を取り入れ、教職員の意識改革や資質向上を図っていることが見られる。
- ④学校教育活動支援員配置事業は、教師側と児童・生徒・保護者側へ相乗効果となっている状況が見られる。
- ⑤引き続き学校教育活動支援員の指導力向上のため、研修会の研修内容を工夫しながら実施してはどうか。
- ⑥不登校生徒の減少傾向は喜ばしいことである。今までの対策が機能していると思われる。
- ⑦いじめ問題については、「いじめ防止基本方針」の作成をもとに、教職員や児童・生徒を巻き込み徹底した取り組みを実施していることを評価する。
- ⑧特色ある学校を目指して、各学校がそれぞれ創意工夫し実践している。
- ⑨各事業の課題の中で、教育委員会が直接学校に指導・助言できるものは早期解決を図ってはどうか。
- ⑩令和2年度については、すべての事業で新型コロナウイルス感染症対策を講じた取り組みがみられた。
- ⑪報告書を重点施策に関連づけた構成にして欲しい。
- ⑫六戸町立小・中学校適正規模・適正配置に係る方針から新たな学校づくりへ向かって前進を期待したい。
- ⑬低年齢層から社会教育に興味を持ってもらうよう、また、家庭教育を考えるうえで、保育園事業との連携などさらに低年齢層までさげた子どもと親を対象とした事業を検討してはどうか。
- ⑭福祉課で実施している「元気アップポイント事業」を有効に活用して、健康と体力づくり事業を進めていただきたい。
- ⑮連合婦人会など社会教育団体や活動が縮小されてきている中で、「夢生学習塾」を実施し、成功していると思うが、現状を見据えた団体を再度育成してみてもはどうか。
- ⑯スポーツ少年団の各競技の指導者確保のために、スポーツ協会と連携した研修会等の開催を検討してはどうか。
- ⑰スポーツ推進委員の高齢化を考慮し、現役世代の委員となるように増員も含め、募集したらどうか。
- ⑱町民運動会の開催主旨を再検討し、町内会の現状に合わせた方向にして欲しい。

(5) 令和2年度の教育基本方針

六戸町教育委員会は、恵の大地郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。

このため、

「夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む」学校教育

「学びを生かし、つながりをつくり出す」社会教育

「未来へ伝える、貴重な文化財の保存と活用」

「活力、健康、感動を生み出す」スポーツ

を、学校、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

第2章 学校教育編

(1) 方針及び重点施策

【学校教育の方針】

「世の変化に惑わされることのない、不易な学校教育に対する町民の高い関心と期待に応えつつ、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな人材の育成。世界の中の自分という視点から、夢や志の実現に挑戦し、活躍できる人材の育成」を推進します。

【六戸町で育てたい子ども像】

ふるさと六戸町を愛し、その時代が求める社会に貢献できる人材

- ・進んで学び よく考える 六戸っ子
- ・やさしく 思いやりのある 六戸っ子
- ・健康で たくましい 六戸っ子

【小・中学校9年間で身に付けさせたい6つの力】

◇思考力

自ら考え、判断し、問題を解決できる力

◇創造力

既存の概念にとらわれない自由に発想する力

既存のものを組み合わせて新たな価値を生み出そうとする力

◇コミュニケーション力

相手のことを理解するとともに、ものおじせずに自分の考えを表現する力

◇協同する力

自分を大切にすると同時に、相手を思いやり尊重する心

互いに認め合い助け合いながら目的を達成しようとする意志

◇自己管理能力

ルールや約束を守り、心身をよりよい状態にコントロールする力

◇自己実現力

自らの夢や希望をかなえようとする意欲

広い視野をもち社会や環境の変化に対応する力

【重点施策】

①確かな学力の育成

学習意欲の向上と学習習慣の確立から、持って生まれた一人ひとりの能力を強く引き出し高めます。

- ・学力向上推進委員会（町内教職員）による先進校視察研修・授業研究（中止）
- ・学校教育活動支援員の配置
- ・イングリッシュサロンの開催（コミュニケーション能力の育成等）（夏季中止、冬季実施）
- ・ICTを活用した授業改善
- ・中学生と高校生合同進路講演会の開催（中止）
- ・中学生による大学見学会の実施（中止）
- ・学力調査結果の町内分析と公表（中止）、学校教育へのフィードバック
- ・保育園・幼稚園と小学校との情報連携
- ・小・中学校連絡協議会との連携
- ・小・中・高・大学との連携強化

②豊かな心の育成

主体的に判断し適切に行動する自律心をもち、他人と協調し利他の心や、感動する心を備えた豊かな人間性を育みます。

- ・中学生海外交流事業の推進（延期）
- ・小学生合同芸術鑑賞会の開催（中止）
- ・中学生合同芸術鑑賞会の開催（中止）
- ・小・中学生の作品展示への支援（中止）
- ・音楽交歓発表会への支援（中止）
- ・ボランティア活動の推進
- ・インターンシップへの協力（電話訪問で実施）
- ・ふれあい体験学習（保健福祉体験学習）への協力
- ・コミュニティースクールを活用した地域社会との交流会の開催

③健やかな体の育成

運動習慣の形成と歯の健康、食育指導をとおして、たくましい体の育成と、校内外における危険回避行動のとれる心を育みます。

- ・町民運動会（中止）への積極的な参加
- ・小学校陸上競技大会（中止）への支援
- ・各種スポーツ大会への出場補助
- ・キッズアスリートアカデミーの開催
- ・校内での体力づくりへの協力
- ・スポーツ少年団活動への支援
- ・あすなろっ子元気アップチャレンジ（県スポーツ健康課）の奨励
- ・学校保健会への支援
- ・安全安心な学校給食の推進
- ・園児のフッ素塗布の実施

④不登校の未然防止と早期発見・早期対応

子どもへの適切な対応を通して、不登校の未然防止と、早期発見・早期対応に努めます。

- ・町「不登校対策の行動指針」の活用
- ・長期欠席児童・生徒の把握と対応
- ・町適応指導教室の活用
- ・教育相談員との連携
- ・スクールソーシャルワーカーの活用
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・学校との個別検討会の実施
- ・教育施設への登校刺激
- ・小・中学校連絡協議会への支援

⑤いじめ行為の未然防止と早期発見・早期対応

「互いの違いを認め合うこと」、「どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」を前提に、未然防止と早期発見・早期対応に努めます。

- ・町いじめ防止基本方針に基づく、いじめの積極的な認知と組織的な対応
- ・いじめアンケート調査の実施
- ・「いじめ速報カード」による早期対応
- ・町いじめ問題連絡協議会の開催
- ・町いじめ問題対策審議会の活用
- ・教育相談員との連携

- ・スクールカウンセラーとの連携
- ・校内いじめ対策委員会との連携
- ・学校との個別検討会の実施
- ・生徒指導主任研修会の開催
- ・いじめゼロキャンペーン（児童会宣言等）への協力

⑥特色ある学校運営

「教育力 20%アップ事業」から、自校の特色を生かしつつ学校や郷土に誇りと愛着を持つ子どもの育成に努めます。

- ・「教育力 20%アップ」事業の推進
- ・社会活動グループとの交流
- ・地域社会の教育力の活用
- ・町が開催するイベントへの参加奨励
- ・地域に根ざした学校施設の整備
- ・ボランティア活動の推進

⑦地域とともに展開する学校教育活動の推進

コミュニティー・スクールとして、地域力を生かした学校教育活動の推進に努めます。

- ・コミュニティースクールの推進及び支援
- ・「広報ろくのへ」への掲載
- ・学校行事開催案内
- ・学校教育活動の公開
- ・地域の人材の活用
- ・社会教育活動との連携
- ・学校だよりや通信の地域回覧

(2) 点検・評価結果（令和2年度の取組状況）

①学校教育等協議会事業

◇概要

教育の振興を図ることを目的とし、児童・生徒のための各種事業の推進、教職員の研修に関する事業の推進及び目的達成に必要な事業の推進を行う。

◇計画

教育振興協議会に補助し、次の各種事業を実施し、教育振興を推進する。

教育講演会、作品展専門委員会、体育専門委員会、音楽専門委員会、研修専門委員会、北部小・中連絡協議会、南部小・中連絡協議会、学校保健会、生徒指導連絡協議会

◇実績

【教育講演会】（中止）

講師：秋田大学 名誉教授 阿部 昇 氏

演題：「探究的な学習の充実に向けて」

【作品展専門委員会】

就業改善センターで、児童・生徒の作品展と、全学校での展示。（中止）

【体育専門委員会】

総合運動公園で、小学校陸上競技会と、4回の委員会。（中止）

【音楽専門委員会】

文化ホールで、音楽交歓会と、4回の委員会。（中止）

【研修専門委員会】

町内史跡、施設めぐりと、2回の委員会。（中止）

【北部小・中学校連絡協議会】

七百中と開知小、大曲小との2回の会議、北部地域の小・中学校の連携。（中止）

【南部小・中学校連絡協議会】

六戸中と六戸小との2回の会議、南部地域の小・中学校の連携。（中止）

【学校保健会】

総会及び7回の養護教諭部会、3回の保健主事部会を開催した。また、3回の会報、1回の報告書（紀要）を発行した。

【生徒指導連絡協議会】

総会及び3回の定例会を開催した。また、危険箇所への看板設置、長期休業中の呼びかけ放送を実施したほか、2回チラシを配布した。六戸夏・秋祭りの巡回は中止。

◇成果

教育振興協議会の殆どの活動は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、学校保健会は活動を縮小して、生徒指導連絡協議会は例年通りの活動を行い、それぞれが前年の反省を踏まえ、創意工夫し、事業を実施することにより、それぞれの事業目的を達成することができた。

◇課題等

児童・生徒の減少や時代のニーズを的確にとらえ、事業の推進が図られるよう関係機関と緊密に情報交換を行う必要がある。

②学校訪問事業

◇概要

各小・中学校の現状を把握するとともに、教育活動の一層の充実を図るために、計画訪問及び教科等に関する要請訪問を実施する。

◇計画

計画訪問では、学校経営の説明、授業公開、教科別の分科会、全体会を実施する。教科等に関する要請訪問は各学校の要請に応じて、各学校の教育課題解決のために実施する。

◇実績

町内 5 校で計画訪問を午前日程で縮小して実施した。教科等に関する要請訪問は小学校 3 校、中学校 1 校から要請を受け、訪問回数は 7 回。(内、他市町村指導主事等への要請 3 回)

◇成果

計画訪問は、授業参観、学校経営説明と助言、表簿点検の半日日程で縮小して実施した。教育委員会の方針を受けた各学校の具体的な方策の説明をいただき、各学校取組を理解することができた。また学力の状況や生徒指導面での状況を把握することで、具体的な指導助言や意見交換をすることができた。

教科等の要請訪問では、研究授業及び生徒指導上の課題解決に向けての指導助言を通して、教職員の指導力の向上と児童・生徒の確かな学力の定着に向けて支援することができた。

◇課題等

計画訪問は、授業参観後の分科会での教科に関する直接指導ができなかった。そのため、学力向上推進委員会の活動を効果的に活用し、教職員の教科に関する指導力の向上を図ることに努めた。

③教職員研修事業

◇概要

教職員の資質向上と、ミドルリーダーの育成及び学級経営の充実を図るために、おいらせ町と合同で、研修主任研修会、学級経営研修会を実施した。また、町単独で教務主任研修会、生徒指導主任・主事研修会を実施する。

◇計画

4 月に各学校の研修主任を対象とした研修主任研修会、5 月に生徒指導主任を対象とした研修会、8 月に全教職員を対象とした学級経営研修会、12 月に各学校の教務主任を対象とした教務主任研修会を実施する。

◇実績

- ・研修主任研修会：研修会を行わず各校に資料を送付
- ・生徒指導主任研修会（5 名参加）：令和 2 年 5 月 1 日（金）
- ・学級経営研修会：中止
- ・教務主任等研修会（11 名参加）：令和 2 年 12 月 7 日（火）

◇成果

生徒指導主任研修会や教務主任等研修会では、各学校の中核を担う主任に対し、法令に関する講義や研究計画書及び教育課程届出書の作成方法の講義を通して資質の向上を図ることができた。

◇課題等

現場の先生方にとって必要な研修内容を把握し、より多くの教職員が参加できる日程調整や、参加者一人一人のニーズに即した研修に改善していく必要がある。

④校内研修推進事業

◇概要

各学校の校内研修をより活性化させるため、協議会の助言者として他の市町村教育委員会指導主事等を要請する場合の旅費を負担し、各学校の教育課題解決のために支援する。

◇計画

各学校の校内研修への助言者要請旅費として各学校 3 回分を負担する。

◇実績

他市町村からの指導主事等要請実績 開知小 2 回、大曲小 1 回

◇成果

各学校の教育課題や喫緊の課題及び校内研修のパイロット教科に即して、各学校の要請

に応じた指導主事を要請することで教職員の専門性を高めることができ、また教育課題解決のための支援に役立つことができた。

◇課題等

教科研修が中心となっているが、昨今の課題（特別支援教育や生徒指導等）に対する要請希望が増加傾向にある。それに対応可能な指導主事や現場教職員を紹介しながら、各学校の教育力向上に貢献していく必要がある。

⑤東部上北教科研推進事業

◇概要

東部上北教科研修協議会（三沢市、おいらせ町と共催）主催の東部上北授業研修会指定校に対し、研究推進費用を助成し、各学校の研究体制を支援する。

◇計画

令和2年度発表校：六戸中に対し7万円助成

令和3年度指定校：開知小に対し5万円助成

◇実績

※令和2年度東部上北教科研修会が延期となったため、令和2年度は研究推進費用の助成なし。令和3年度に助成する。

◇課題等

授業研究をより実りのあるものにするために、各学校に任されている2年間の研究助成が効果的に運用されるように、指導助言していく必要がある。

⑥外国語指導助手（ALT）配置事業

◇概要

各小・中学校の児童・生徒の実践的コミュニケーション能力の育成を図るとともに、英語担当教職員の指導力の向上を図るために、JET（外国青年招致事業）からのALT（外国語指導助手）を各学校へ派遣する。

◇計画

町内5校からの訪問希望日を調整し、主に小学校中学年の外国語活動や高学年の外国語科を、中学校では英語科授業を支援する。

◇実績

平成30年8月から新規にALTを2名増員し、計3名となった。町内5校を分担して、週3回程度教員を補助している。小学校では外国語活動及び外国語科の全てに、中学校では英語科の授業の半数程度で指導している。

◇成果

小学校では、音声によるコミュニケーション活動を中心とした外国語活動を行っているため、ネイティブスピーカーとしてのALTの活用は有効であった。

中学校においては、英作文の指導やスピーチコンテストの指導などにおいて活用が図られており、町内の児童・生徒の英語コミュニケーション能力の育成に貢献した。

◇課題等

令和2年度からの新学習指導要領で小学校では、外国語科及び外国語活動が新設になり、その指導について、ALTと共通理解を図った上で、指導の充実に当たる必要がある。

⑦中学生海外交流事業

◇概要

国際化の進展に対応し、一層の国際理解とコミュニケーション能力の育成に資するとともに、広い視野から見た郷土に対する理解を深めるため「六戸町中学生海外交流実行委員会」として、中学生を米国キタリー町の中学校へ派遣事業を行う。

◇計画

令和5年度中一週間程度、中学生をアメリカメーン州シャプリミドルスクールへ派遣する。

◇実績

六戸中学校文化祭の様子をビデオに収め、シャプリスクール関係者と共有した。また、前年度の交流についてスピーチさせたり、実際の様子をポスター掲示させたりし、国際交流学習の一つとした。

◇成果

新型コロナウイルス感染症の影響で直接的な交流はできなかったが、間接的な交流を図ることを目的に前年度の交流について発表させることで、他の生徒への国際理解の考えを広めることができた。

◇課題等

単年度に受け入れと派遣を行うことでの多忙感を解消し、町の体制を整備して事業に臨んでいきたい。また、広く町民との交流を図る場面を設定していきたい。

⑧各種学力調査の活用

◇概要

町内各学校が、県内や全国的な学力状況を知り、自校の学力を振り返ることで課題を把握し、主体的な指導改善から児童・生徒の確かな学力の向上を図る。

◇計画

全国学力・学習状況調査、青森県学力・学習状況調査、CRT（目標基準準拠検査）

◇実績

令和2年度全国学力・学習状況調査（小学校6年生、中学校3年生）

※新型コロナウイルス感染症の影響のため実施せず。質問紙、問題紙を各校へ送付し、各校独自に実施した。

令和2年度青森県学習状況調査（小学校5年生、中学校2年生）

※新型コロナウイルス感染症の影響のため、質問紙のみ実施。各教科は実施せず。

令和2年度CRT（目標基準準拠検査）町内各小・中学校児童・生徒

◇成果

各学校で行われるCRT（目標基準準拠検査）においては、一人一人の学習状況を客観的に把握し、日常の授業の中での個々に応じた対応に活かされている。

全国学力・学習状況調査は各校独自に実施した。全国平均が示されないもので、学力の状況を正確に把握することはできないが、国語、算数・数学については各分野、領域の達成状況を把握することができ、具体的な対策を講じながら「学力向上」に向けた取り組みが行われている。

◇課題等

児童・生徒の学習状況の違いや学校間での格差が正確に把握できていないため、自校の児童・生徒一人一人が抱える問題の分析と実態把握に努め、効果的な指導方法を模索するよう進める。また、教職員の指導力向上については、学校と教育委員会が連携しながら取り組んでいく。

⑨中学生大学見学会

◇概要

中学生を対象に、進路指導の一環として八戸学院大学・八戸工業大学の見学会を実施し、施設見学や大学職員からの説明を受けることをとおし、キャリア教育における進路選択への貴重な体験学習の機会とする。

◇計画

夏休み期間中に両大学キャンパスを訪問し、学生食堂の利用や、授業体験、大学からの説明・質疑応答の機会を持つ。

◇実績

令和2年8月6日（木）、六戸中2学年生徒・引率教員、七百中2学年生徒・引率教員参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。

◇成 果

高等学校への訪問や職場体験等の行事とともに、キャリア教育の一環として大変貴重な機会となっている。事前学習を通して考えられた生徒の質問内容も、大学進学に向けて前向きな内容が多く、高等教育機関への進学の意識づけとしては、とても有意義なものとなった。

◇課題等

両校の夏休み期間中ではあるが、学年の离校日に設定しており、全員参加の体制であった。授業の一環として行う性格上、中学校とより連携した事業としていきたい。

⑩教材備品の充実

◇概 要

児童・生徒の基礎的、基本的な学習の定着を図るとともに、発展的な内容の学習や補充的な学習を行うために各種教材を整備する。

◇計 画

各小・中学校の教材備品整備を行う。

GIGA スクール構想に基づく1人1台端末及びネットワーク等の整備を行う。

◇実 績

小・中学校から要望のあった机・椅子などの各種教材備品を整備した。

◇成 果

教材備品を充実させ授業での効果的な活用を図ったことにより、児童・生徒の理解力向上に効果があった。継続的な教材の整備を推進することで、老朽化教材の定期更新や学習指導要領に則した教材の補充が図られた。

GIGA スクール構想に基づく1人1台端末（授業用ソフト、遠隔授業対応機器含む）については、児童・生徒・教職員で857台を令和3年度で購入することとしたが、充電保管庫、各学校への無線LANについては、整備することができた。

◇課題等

老朽化している教材の更新は、今後も継続して進める必要がある。またGIGA スクール構想に対応したデジタル教材・機器など高額な教材備品については、財政事情を考慮し、複数年での整備体制を整える必要がある。

⑪奨学資金貸付事業

◇概 要

大学に入学または在学し、特に優れた学生であって、経済的理由によって就学が著しく困難な方に対し無利子で貸与し、人材育成を図る。

◇計 画

奨学生予定人数：新規奨学生3名程度、前年度からの継続奨学生9名

◇実 績

奨学生選考：新規奨学生2名、前年度からの継続奨学生9名

◇成 果

2名の申込者があり、両名とも奨学生として決定し、向学心のある学生に対する経済的援助ができた。

◇課題等

返還時の納付方法に関する不都合を指摘されているが、費用対効果の観点から現状を改める有効な解決方法を見出すには至っていない。今後も粘り強く関係部署と連絡を取り合いながら、改善について議論を進める必要がある。また、返還が滞っている利用者への対応も検討の必要がある。

⑫就学援助費支給事業

◇概 要

経済的な理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行う。

◇計 画

就学困難な児童・生徒の保護者に対し援助を行う。(対象見込児童・生徒 105 人)

◇実 績

就学困難な児童・生徒の保護者に対し援助した。(援助児童・生徒 74 人)

令和 2 年度は支給単価の見直しを行い、国の基準に合わせた給付を実施した。

◇成 果

学用品費、新入学用品費、修学旅行費の一部を支給することにより、義務教育の円滑な実施が図られた。

◇課題等

対象児童・生徒数は横ばい傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、今後増加に転じる可能性もある。国の制度においてはオンライン学習通信費も支給項目に追加されており、学校教育の実態に合わせた支給項目の必要性の再検討による認定基準や支給金額の見直しが必要である。

⑬特別支援教育就学奨励費支給事業

◇概 要

特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者への経済的負担を軽減するため、必要な援助を行う。

◇計 画

特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者に対し援助を行う。(対象見込児童・生徒 32 人)

◇実 績

特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者へ援助を実施した。(援助児童・生徒 21 人)

◇成 果

学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、交通費の一部を支給することにより、特別支援教育の円滑な実施が図られた。

◇課題等

特別支援学級に在籍する児童・生徒は年々増加している。特別支援教育の充実のためにも、将来を見据えた制度設計が必要である。

⑭幼児教育・保育の無償化事業

◇概 要

少子化対策の一環として子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の施設等利用等(旧制度幼稚園分)に関する給付を行う。

◇計 画

旧制度(幼稚園就園奨励費補助事業)幼稚園に通園する園児の保護者に対し、給付する。(対象予定園児 11 人)

◇実 績

旧制度幼稚園に通園する園児の保護者に対し、給付した。(対象園児 13 人)

◇成 果

幼稚園児の保護者の経済的負担が軽減され、幼児の就園推進の一助となった。

◇課題等

幼児教育・保育の無償化制度の改正や、幼稚園の制度移行等に注視しながら給付認定や支給事務を実施する。

⑮学校教育活動支援員の配置事業

◇概 要

小・中学校において学校長の指揮監督を受け、教育上必要とされる職務を行うことで、学校における学習環境の充実を図る。

◇計 画

児童・生徒の状況により、六戸小学校 3 名、開知小学校 2 名、大曲小学校 4 名、六戸中学校 3 名、七百中学校 2 名を配置する。1 人当たり 1,020 時間

◇事業内容

- ・授業等における学習指導の支援
- ・校外行事等における安全確保の支援
- ・校内における生活指導の支援
- ・その他校長が学校生活に関して必要と認める業務

◇実 績

小学校 3 校、中学校 2 校に計 14 名（1 名増）配置した。配置状況合計 14 名、延べ 14,212 時間

◇成 果

学校教育活動支援員を配置することにより、学級担任が学習指導や学級経営に専念できるようになり、学習指導の充実が図られた。

◇課題等

発達障害・学習障害が軽度の場合、普通学級での学校生活を希望する保護者が多く、支援員を要する対象児童・生徒は年々増加している。さらに教職員の働き方改革に向け、校務の補助の必要性も高まっている。こうした現状を踏まえて、各学校からの増員要望は強く、人材の確保と財源の確保が必要である。

⑩教育相談事業

◇概 要

いじめや不登校などの学校、保護者、児童・生徒への援助や相談に応じるために、教育相談員を 1 名配置し、町内の学校への巡回訪問、保護者からの電話相談、来室訪問等、学校現場や保護者への支援を行う。

◇計 画

学校への定期的な巡回訪問及び各学校からの相談要請、保護者からの電話及び来室相談に応じる。

◇実 績

来室件数 2 件、電話相談 6 件、訪問相談 1 件、巡回相談 107 件

◇成 果

不登校やいじめ、特別な支援を要する児童・生徒が増えている昨今において、相談活動のみならず、生徒と保護者と学校との連携を促すことにより、各問題に対し迅速な対応と継続的な支援をすることができた。中学校の不登校出現率が減少傾向にあり、明るい兆しが見られる。

◇課題等

今後も引き続き、学校及び福祉課保健師や児童・民生委員等の地域の方々と連携を図りながら、不登校の解消に努める必要がある。

⑪適応指導事業

◇概 要

通常の学校生活に適応することが困難で、不登校及びその傾向にある児童・生徒に対し、一定期間、カウンセリング、教科の指導、集団生活への適応指導、体験活動等を組織的かつ計画的に実施することにより、当該児童・生徒の集団生活への適応を促し、本人の状況に応じて学校生活への復帰を援助する。

◇計 画

入室児童・生徒の援助及び指導、入室児童・生徒の保護者及び学校との相談、関係機関との連携を行う。

◇実績

通室生徒2名、生徒の面談92件、保護者の相談・面談5件、学校等への訪問8件

◇成果

通室児童・生徒への援助及び指導のみならず、不登校傾向の児童・生徒への面談を通じて本人が抱える困難さへの継続的な援助及び支援を行うことができた。また、学校及び保護者への相談に対応し連携しながら児童・生徒の見守りを行うことができた。

◇課題等

通室又は相談に来室する児童・生徒だけではなく、各学校に在籍する支援が必要な児童・生徒へ対応できるように、相談員と連携しながら情報収集に努めていく必要がある。

⑱中・高校生進路講演会

◇概要

キャリア教育の推進のために、広く活躍している方を招いて講演会を開催し、各学校におけるキャリア教育に役立てる。

◇計画

生徒一人ひとりの夢実現に向けて確かな歩みを促すとともに、人としての在り方や生き方をじっくり考える機会とするため、講師を招いて講演会を開催する。

◇実績

実施月日：令和2年7月9日（木）

講師：カーリング北海道銀行フォルティウス所属 近江谷 杏菜 氏

演題：チャレンジ～自分に挑戦、世界に挑戦～

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。

◇課題等

中学校や高等学校において、事前事後の指導を充実させ、生徒自身の進路や将来の生き方を考えたり、それを表現させたりする活動の機会が持てるように教育委員会が促す必要がある。

⑲学校健診事業

◇概要

児童・生徒の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的として、学校保健安全法に基づき実施する。

◇計画

内科・歯科・耳鼻科・眼科検診及び心電図・貧血・尿検査を実施する。

◇実績

内科・歯科・耳鼻科・眼科検診及び心電図・貧血・尿検査を実施した。

◇成果

各種健診の結果を受け、早期の予防行為の実施や専門機関での受診を見童・生徒に指示したことにより、個々の健康状態の把握と改善に大きな効果があった。

◇課題等

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により例年より遅い実施となった。学校が持つ情報を学校医へ滞りなく正確に提供することで、時間的ロスの少ない健康管理体制を確立させ、今後も継続的に維持する必要がある。

⑳学校医・学校薬剤師委嘱事業

◇概要

学校における健康管理に関する専門的事項に関し、専門的な指導・助言を受けるため、学校保健安全法に基づき学校医及び学校薬剤師を委嘱する。

◇計画

学校医（内科、歯科、眼科）及び学校薬剤師を委嘱する。

◇実績

学校医（内科、歯科、眼科）及び学校薬剤師を委嘱した。

◇成果

定期健康診断はもとより、学校における疾病の予防指導や児童・生徒の健康管理について、専門的観点からの助言を受けることにより学校内での円滑な健康管理が実施された。

◇課題等

近年、学校医等の高齢化が進行している。後任が見付からずに空白が生じることがないよう本人や関係機関と緊密な連絡・調整を常時図りつつ、後任者選定を速やかに行う体制整備が急がれる。

②1 学校災害共済給付事業

◇概要

日本スポーツ振興センターとの契約により、学校の管理下における児童・生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して、災害共済給付を行う。（運営経費は、国、学校の設置者、保護者が負担する互助共済制度）

◇計画

日本スポーツ振興センターの学校災害共済に加入する。

加入予定：780人

◇実績

日本スポーツ振興センターの学校災害共済に加入した。

加入者数：一般777人、準要保護69人、要保護0人、給付件数：56件

◇成果

学校の管理下における災害に対する医療費について、保護者の負担軽減が図られた。

◇課題等

学校現場で突発的に発生する事故や万が一の事態に備えて、今まで同様に事業を続ける必要がある。

②2 小学校陸上競技大会

◇概要

町教育振興協議会の主催で、児童による競技大会を通じて、児童相互の親睦と、児童の体力及び運動能力の向上に対する関心を高める。

◇計画

町内小学校児童4・5・6年生を対象に実施する。

種目：100m、800m、1000m、400mリレー、走り幅跳び、ボール投げ

◇実績

新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。

◇成果

中止のため特になし。

◇課題等

コロナ禍の状況でも開催できるよう、実施方法等を検討する必要がある。

②3 給食管理

◇概要

児童・生徒の「食の教育」と地場産品の活用のため、学校給食センターの給食調理、運営に係る食材の購入、人件費や給食施設の維持管理を行う。

◇計画

学校給食センターを十和田市・六戸町が共同で運営する。

◇実績

学校給食センターを十和田市・六戸町が負担金により運営した。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、小・中学校の臨時休業期間の給食対応として、

保護者等の実費負担分を補助（無料）とした。

◇成 果

今年度も引き続き、十和田・六戸学校給食センターの運営のもと、栄養所要量を充たした給食を、適正な衛生管理のもとに提供した。

給食を継続的に提供することで、正しい食事のあり方や、望ましい食生活を身につけ、健康の増進と体位の向上に貢献した。

◇課題等

学校給食の安全性を明確に確保するため、引き続き関係機関との定期的な情報交換、及び情報の共有化が必要である。

④食育教育及び地場産品の活用

◇概 要

児童・生徒の健康増進及び、食育の推進を図るため、学校給食摂取基準をふまえた給食を実施する。また、地場産物や郷土料理などを積極的に取入れ、学校給食をとおして、望ましい食習慣の形成と食文化の継承に努める。

◇計 画

国が実施する「食育月間」に取組み、食育を推進する。関係機関の事業を活用する。

◇実 績

各学校で給食時間に地域の食材や産物・料理を紹介するなど、工夫をして食育に取り組んだ。また、十和田市等との協力体制（学校給食地産地消促進会議）を構築し、共同で地産地消に取り組むことができた。

◇成 果

地産地消の浸透と食の安心・安全に対する意識の高まりを受け、地元食材に関する知識や調理方法を各関係方面の協力を得ながら、給食を効果的に子ども達に提供することができた。学校給食地産地消促進会議の主導により、7品目（長いも、鶏卵、豚肉類、人参、きゅうり、大根、長ねぎ）の地元（六戸町及び十和田市）産食材を学校給食に使用することができた。また、町の特産品である青森シャモロック「ザ・プレミアム#6」を使用した鶏汁を提供し、地元食材の理解を深める一助となった。

◇課題等

家族形態の変化に伴う孤食の増加や食生活の欧米化等、近年指摘されている食生活上の諸問題に対応するため、家庭・学校・地域が連携した働き掛けを行う必要がある。学校給食地産地消促進会議において、引き続き協力体制を維持し、地産地消を進めていく必要がある。

⑤「長期欠席児童・生徒状況報告」の提出依頼

◇概 要

町の教育課題の一つが不登校問題であり、管理職を含めた教職員が不登校への理解を深め、不登校の実態を知り、危機意識をもって学校運営を行うよう努める。

◇計 画

各月末ごとに長期欠席児童・生徒の氏名、出欠状況、家庭状況、欠席理由及び学校の指導・所見の提出を求め、本人や家庭に積極的に関わってもらうようにする。

◇実 績

各学校から毎月末に長期欠席児童・生徒についての報告を提出してもらった。

◇成 果

各学校の積極的な関わり、福祉課等との連携を強化したことなどが功を奏し、不登校児童・生徒が学校に足を向けることができるようになるなど、状況が好転した事例が見られた。

◇課題等

引きこもり対応等、中学校での不登校生徒には多様な対応が求められることから、引き

続き、関係各課、地域社会との連携体制を構築し対応していく必要がある。

②⑥「不登校対策の行動指針」の提示

◇概要

町内各学校に対し、不登校の現状と対策等をまとめた行動指針を示し、教育委員会・学校・地域社会が連携を図りながら不登校への対応をしていくことについて共通理解を図るよう努める。

◇計画

校長会で「不登校対策の行動指針」を示し、具体的な数値を示しながら現状を報告し、未然防止・早期発見・早期対応・継続した対応について説明を行い、共通理解を図る。

◇実績

令和2年4月の校長会において教育長より示し、引き続きの対応について依頼した。

◇成果

教育長からは、不登校の兆しが見られる子どもへの早期対応を充実させるために、適応指導教室との連携や、教育相談員やスクールカウンセラーの積極的な活用について、特に重点を置いた話があった。各学校において、この行動指針を参考にした取り組みを進めていくよう要望があり、各学校の校長と共通理解を図ることができた。

◇課題等

不登校については、一朝一夕で解決するものではないので、生徒指導の研修会等あらゆる機会をとらえて、「行動指針」の内容について教職員に説明を行い、啓発を図っていく必要がある。また、適応指導教室や相談機関の家庭への啓発等についても今後検討していかなければならない。

②⑦いじめアンケート調査

◇概要

いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ことを前提として、被害の意識のある事案について全て報告を受け、その対応に努める。

◇計画

年に数回定期的に、いじめアンケート調査を実施するとともに、常に生徒の生活状況調査を行い、未然防止・早期発見・早期対応に努める。また、いじめを認知したら速やかに「いじめ速報カード」を提出することで、学校と教育委員会が連携して早期対応を図ることに努める。

◇実績

提出されたアンケート調査結果には、いじめの内容・対応、その結果が示されており、未然防止・早期発見・早期対応が図られている。

また、「いじめ速報カード」の提出により、迅速かつ組織的に対応している。

町のいじめ防止基本方針改定案を作成し、各学校においても自校の方針を見直すように働きかけている。(平成30年4月1日施行)

◇成果

各学校では、いじめアンケートを継続して実施し、いじめ防止基本方針を策定している。

小学校では児童会による「いじめ根絶」への取り組みを行い、生活状況観察等により子どもの意識改革と教職員の危機意識が高まり、内容や件数が変化し始めていることがわかる。中学校では生徒が主体となった「いじめ防止活動」が行われた。

◇課題等

日常の観察やいじめアンケートにより発見できた「いじめ」について、「いじめ速報カード」(認知からその後の指導解消の確認までできるシステム)が定着してきたが、いじめの認知については更に理解を深め、認知漏れがないようにしていきたい。

⑳特色ある学校運営

◇概要

児童・生徒の母校愛・郷土愛を育成しつつ、人格の形成を目指して「教育力 20%アップ事業」を実施する。

◇計画

町内小学校 3 校、中学校 2 校で年一回「教育力 20%アップ事業」を実施する。

◇実績

町内小・中学校 5 校で事業を実施し、教育力 20%向上をめざし、児童・生徒の自主的な活動の充実が図られた。

◇成果

新型コロナウイルス感染症の影響により一部実施できなかった事業があったものの、いのお話出前講座（六戸小・開知小・大曲小）や図書館充実事業（六戸小）、夢に向かってがんばる子を応援するキャリア教育等の推進事業（大曲小）、校内学習環境の整備・充実向上事業（六戸中）、英語力向上事業（七百中）と、各学校のアイデアで充実した事業が行われた。

◇課題等

各学校での事業が固定化しつつあり、各学校の特色ある取組が一定程度根付いたといえる。母校愛・郷土愛を育むための事業内容を模索する必要がある。

㉑学校教育活動の公開

◇概要

地域社会への学校教育活動の公開を更に進め、地域社会の教育力の活用と理解を得て、学校教育力の向上と充実を図る。

◇計画

学校だよりを発行し学校教育活動を公開する。

◇実績

各学校ともに、入学式、卒業式、運動会、学習発表会、授業参観日などに、保護者や地域住民のみならず、町議会議員も顔を見せるなど、地域が学校教育に高い関心を示した。

◇成果

「子どもは町の宝」のもと、地域に住む町民一人一人が子どもの成長に強い関心を持ち、地域全体で成長を促そうとする機運が感じられる。

◇課題等

より多くの地域住民を巻き込むために、町内会との連携も引き続き強化する必要がある。

(3) 六戸町立小・中学校適正規模・適正配置等に係る検討について

◇目的

全国的な少子化が進展する中であって、六戸町においても児童・生徒数が減少し、将来的に複式学級が危惧される学校もあるが、その一方で児童数が増加している学校もある。また、一部の学校では、校舎等が老朽化し、施設及び設備の劣化が進んでいる状況にある。

このような状況の中、次代を担う子どもたちの学び合う機会が平等となるとともに最適な学習環境となるよう、当町として望ましい教育環境を確保・充実することは喫緊の課題となっている。

そこで、六戸町立小・中学校適正規模・適正配置等検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた、町立小・中学校の望ましい規模や配置及びその具体的な方策について、総合的に検討する。

◇内 容

- ・現状と課題の整理
- ・保護者・教職員及び一般町民のアンケートの実施
- ・六戸町立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する答申書作成
- ・六戸町立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する基本方針作成
- ・六戸町立小・中学校適正規模・適正配置等検討委員会
第1回検討委員会：令和2年9月29日
第2回検討委員会：令和2年11月25日
第3回検討委員会：令和2年12月23日

◇成 果

六戸町立小・中学校適正規模・適正配置等検討委員会からの答申を受け、町立小・中学校の望ましい学級規模・学校規模、また具体的な方策として望ましい学校配置、新たな学校教育の在り方についての基本的な考え方を示す基本方針（別冊資料）を策定した。令和3年度以降については、基本方針をもとに「六戸町立小・中学校最適化基本計画」を策定し、新たな学校づくりを目指すこととする。

第3章 社会教育編

(1) 方針及び重点施策

【社会教育の方針】

「生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会の形成とつながりを作り出す社会教育」を推進します。

【重点施策】

- ①社会教育推進体制の充実
- ②多様な学習活動や社会活動を通じた生きがいづくりの推進
- ③社会教育関係団体等の育成と活動支援の推進
- ④学校・家庭・地域社会の連携支援の推進
- ⑤文化活動の推進
- ⑥文化財の保存と活用の促進
- ⑦社会教育施設の機能改善と活用の推進
- ⑧人と人が学びにより結びつく社会の構築
 - ・青年講座の開催
 - ・子ども会事業の推進
 - ・夢生学習塾の開催
 - ・ろくのへ探検隊事業の推進
 - ・文化財展示事業の推進
 - ・生涯学習講演会の開催
 - ・成人式の実施
 - ・九戸村交流事業の推進
 - ・親子ふれあい事業の推進
 - ・生涯学習フェスタの開催
 - ・文化賞表彰
 - ・自主事業の推進
 - ・「夢のタイムカプセル 2000」開封式の実施

(2) 点検・評価結果（令和2年度の取組状況）

①社会教育推進体制の充実

◇概要

一人一人の生涯にわたる学習と社会参加を支援する社会教育の推進に努める。

◇計画

【社会教育委員会議】

社会教育法第15条第1項の規定により設置した社会教育委員の会議を年3回開催する。

【公民館運営審議会】

社会教育法第29条第1項の規定により設置した公民館運営審議会の会議を年2回開催する。

◇実績

【社会教育委員会議】

社会教育委員5名で年3回の会議を開催した。

【公民館運営審議会】

公民館運営審議会委員5名で年2回の会議を開催した。

◇成果

最新の事業実施内容や事業実績に基づき審議を行い、短期間で成果や問題点を浮き彫りにすることで当該年度の事業内容に修正を加え、次年度以降の計画立案に活かした。

◇課題等

青年講座や公民館事業の重要性が高まっているため、多様な要望に対応した講座の開設が必要である。

②多様な学習活動や社会活動を通じた生きがいづくりの推進

◇概要

生活や職業能力の向上、自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づき、必要に応じて、自己に適した手段・方法を選んで生涯を通じて行う学習活動を支援する。また、学校教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行う組織的な教育活動を展開する。

◇計画

【子ども会事業】

・子ども会祭り

町内の子ども会々員と育成会員が相集い、レクリエーション活動を通して相互の親睦を図る。

・クリスマスの集い

クリスマスを契機にレクリエーション活動を中心とした集いを行い、人間的なふれあいの機会を提供し、親子の絆、子どもの心の交流など、健全育成を図る。

・雪ん子教室（子ども会初級リーダー研修）

体験活動やレクリエーション等の活動を通じて「ジュニアリーダー」に求められる基礎知識を習得、また学校や家庭では体験しにくい異年齢集団の中での助け合いや思いやり、コミュニケーションまた人として一番大切な心の育成を図る。

・チャレンジショップ

店舗を立ち上げその経営を経験する事で社会生活に必要な「失敗を恐れずに挑戦する心」「自分たちで考え行動する」「チームワークの大切さ」等を学ぶことにより子どもの健全育成を図る。

・体験講座

会員のニーズに応え、各種講座（キャンプ・お弁当づくり等）を実施し交流を図る。

【ろくのへ探検隊】

自分たちが住んでいるまちをもっと深く知るため、多面的な活動を通して「探検・発

見」をすることにより、日常生活の中に新たな事を発見することの喜び、大切さを感じ取ってもらうとともに、異年齢集団の活動の中で仲間と協力して目標達成すること、仲間という存在の大切さや心の触れ合いを深めることを学ぶ事業を行う。

【九戸村交流事業】

九戸村の小中学生との活動をとおして交流を図る。平成6年度から両町村の子どもたちを対象に開催している。

【生涯学習フェスタ及び講演会】

個々の学習成果の発表や団体の学習成果の発表（体験）をする機会を設け、町民に制作活動等の体験の場を提供する。また、生涯学習の町づくり推進の中核となる人材の育成や生涯学習の振興を図る。

【夢生学習塾】

講演会、鑑賞、体験教室、各種講座など、学習者が企画の段階から参画できるプログラムを核とし学びたいことを学べるような環境づくりをし、学びを活かしながら社会参加を目指す。

【青年講座】

20～60代が対象。忙しい中であっても学ぶ楽しみを生涯にわたって見出す。

【「夢のタイムカプセル2000」開封式】

20世紀最後に何か記念になるものを残そうと、2000年(平成12年)11月11日に役場前庭にタイムカプセルを埋設した。カプセルには、0歳から15歳までの町の子ども達を書いた手紙や作文などが入っていた。20年後にタイムカプセル開封式を実施する。

◇実績

【子ども会事業】

・クリスマスの集い

令和2年12月に実施。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催時間を短縮し、午後から午前開催へと変更した。また、参加人数も制限し、参加者とスタッフのマスク着用と手指消毒、会場の換気等の対策に努めた。プログラムはジュニアリーダーが企画したレクリエーションとプレゼント抽選会を行った。参加者数は74名。

・雪ん子教室

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。

・チャレンジショップ

メイプルタウンフェスタ2020の中止に伴い中止とした。

・体験講座

令和2年8月に「ザリガニつり」、11月に「奥入瀬渓流ウォーキング」を実施。どちらも屋外での活動で、感染症対策のもと行った。参加者数はそれぞれ51名と20名。

【ろくのへ探検隊】

夏休み期間の7～8月に町内小学3～6年生を対象に実施。プログラム1日目に「火おこし体験&歴史講座」、2日目に「水上スポーツ体験」、3日目に「プラネタリウム体験&環境講座」を行った。参加人数は延べ105名であった。

【九戸村交流事業】

新型コロナウイルスの影響により中止となった。

【生涯学習フェスタ及び講演会】

新型コロナウイルスの影響により中止となった。

【夢生学習塾】

令和2年11月から12月にかけて3回実施。第1回「香りの魔よけ～オレンジポマンダー作り」(11/9、20名)、第2回「紅茶教室～TEAを愉しむ習慣を広めた王妃のお茶会」(12/3、17名)、第3回「お正月用フラワーアレンジメント」(12/25、20名)延べ参加者数は57名。名簿登録者数は90名。

【青年講座】

令和2年11月から令和3年3月にかけて計5回（①アウトドア教室（11月15日）36名、②こぎん刺し教室（11月21日）8名、③ワイン講座（11月27日）13名、④着物生地で作るさき織りコースター教室（2月27日）8名、⑤ローズウインドウ教室（3月13日）14名）の講座を開催し、延べ参加者数は79名であった。

【「夢のタイムカプセル2000」開封式】

2020年(令和2年)8月15日に開封式を実施。カプセルには1,062名の手紙や作文、写真などが入っていた。当日は、埋設に関わった町民とその家族約30人が参加した。収納品の掘り起こしに参加していない該当者分は文化ホールで保管し、随時、収納品の返却を行った。

◇成 果

青年講座については、コロナ禍の中ではあったが、野外で実施した講座や密にならないように人数を制限して実施し概ね好評であった。子ども会については、感染症対策を講じたイベントの開催が、今後の新たな事業展開を模索する契機ともなった。

◇課題等

青年層の参加者集めに苦労している。青年層が学びたいと思う講座および参加しやすい時間帯を考えていく必要がある。

③社会教育関係団体等の育成と活動支援の推進

◇概 要

社会教育関係団体へ活動支援することにより、自主・自立した事業運営や人づくりにつなげる。

◇計 画

【連合PTA】

町内各小・中学校のPTA活動との連携を密にし、会員の資質向上と児童・生徒の健全育成を図るための支援をする。

【文化協会】

芸術文化関係団体等が相互に交流を深め、それぞれの自己実現に努めるとともに町民憲章に唄われている「文化の香り高い町」の実現に寄与するための支援をする。

【子ども会育成連絡協議会】

地域の子ども会、育成組織の緊密な連携のもと子ども会の自主的な活動を育成指導し、児童・生徒の健全な育成と福祉の増進を図るための支援をする。

【連合婦人会】

連合婦人会、各単位婦人会との連絡協調を図り婦人の社会的地位の向上と地域福祉の推進に寄与するため支援する。

【人材活用事業】

地域に埋もれている豊富な経験や知識、卓越した特技や技術を持つ身近な人材を学習ボランティアとして登録し効果的活用を図り、より有効的な生涯学習を推進する。

◇実 績

【連合PTA】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、10月に予定していた研究大会および表彰式を中止とした。

【文化協会】

新型コロナウイルスの影響により町民文化祭や視察研修は中止となったが、役場1階ロビーおよび文化ホールエントランスにおいて作品展示を行った。また、会報「楓林」の発行など文化発展に努めた。

【子ども会育成連絡協議会】

一部中止とした事業もあったが、既存の内容を見直し、感染症対策を講じて活動を行った。また、研修会や企画立案を経験させるなど、ジュニアリーダーの育成にも努め

た。

【**連合婦人会**】

各種会議・研修会、清掃活動の実施、郷土料理研修会、室内運動会を開催し、婦人の社会的地位の向上に努めてきたが、構成員の高齢化等により平成25年度以降休止中である。

【**人材活用事業**】

「学習ボランティア等人材名簿」の更新作業が実施されていないため、登録情報の更新ができていない。

◇**成 果**

例年同様の事業内容を繰り返すだけでなく、新しい取り組みを始める団体もあるなど活性化が起り始め、新たな展開に繋がりは始めている。六戸町在住者を積極的に講師として活用するなど、地域全体で人づくりを進めようとする機運が盛り上がり始めている。

◇**課題等**

女性問題を取り上げる受け皿役となってきた連合婦人会が休止している。社会の中で女性が果たす役割も増え続けていることから、早期の活動再開を目指す必要がある。学校や社会教育関係団体から「学習ボランティア等人材名簿」の更新を強く要望されている。貴重な人的財産を有効に活用するためにも、情報更新作業を速やかに始めたい。

④学校・家庭・地域社会の連携支援の推進

◇**概 要**

家庭や地域の教育力の向上に向けた取組を推進するとともに、学校、家庭、地域社会が連携して子どもを育てる環境づくりを図る。

◇**計 画**

【**青少年健全育成町民会議**】

家庭・学校・地域が一体となり、町民総ぐるみで青少年の健全育成並びに非行防止対策を図るための支援をする。

【**親子ふれあい事業**】

子どもの心身の健全な発達を促し、生きる力の醸成や家庭及び地域の教育力向上を目指すため、学校における親子のふれあい・地域における家庭教育活動の充実を図る。

【**放課後子ども教室推進事業**】

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する。

◇**実 績**

【**青少年健全育成町民会議**】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年実施していた町内学校でのあいさつ・声かけ運動と町内イベント時の夜間巡回活動を中止とした。青少年健全育成標語は例年どおり募集し、町内小・中学校および高等学校の児童・生徒から676点の応募があった。その中から20点が受賞作品として審査会で選ばれ、それらは広報および施設展示で紹介された。

【**親子ふれあい事業**】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業未実施。（町内小学校3校全て）

【**放課後子ども教室推進事業**】

メイプルジュニアクラブとして、町内の小中学生19名、年間18回のスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を行った。また、コーディネーター1名、教育活動推進員として9名の地域の方々の参画を得て実施した。

◇**成 果**

地域社会全体で子ども達を育てる機運を、各事業の実施により着実に醸成することができた。

◇課題等

新型コロナウイルス感染症の影響により多くの事業および活動が中止となった。今後は、世情に注視した慎重な開催判断と、事業形態の新たな見直しが必要である。また、幅広い対象者へ情報提供を行うことで、参加者の開拓を行う必要がある。

⑤文化活動の推進

◇概要

幼児から高齢者まで対象にした事業を実施することにより、幅広い年齢層に優れた芸術や文化の普及を図る。また、町民の自主的な文化活動に対し発表機会を提供することで、町民の芸術・文化に対する関心を啓発し、生活に潤いと生きがいを与える。

◇計画

【自主事業】

一般向けの公演で、みのりスタンプ会との共催事業で行う。

- ・竹楽器演奏集団 “東京楽竹団” (7月)
- ・北山たけし&大江裕・岩佐美咲コンサート (2月)

小学校合同芸術鑑賞会として、町内の全小学生及び教職員を対象に行う。

- ・ストリンググラフィ (7月)

中学校合同芸術鑑賞会として、町内の全中学生及び教職員を対象に行う。

- ・PPP (パーカッション・パフォーマンス・プレーヤーズ) (7月)

【文化・スポーツ賞表彰式】

文化・スポーツの各分野で活躍された方(一般と小・中学生)を表彰した。(文化賞・文化功労賞・文化奨励賞)

【町民文化祭】

日頃の芸術文化活動の成果を一堂に集め発表・展示を行うことにより、広く町民に鑑賞の機会を提供し、豊かな町民性の高揚を図る。

◇実績

【自主事業】

新型コロナウイルスの影響により、自主事業及び小・中学校芸術鑑賞会は中止となった。

【文化・スポーツ賞表彰式】

文化奨励賞を2個人、1団体19名に授与した。

【町民文化祭】

新型コロナウイルスの影響によりメイプルタウンフェスタが中止となったため、町民文化祭を中止とした。ただし、役場1階ロビーおよび文化ホールエントランスにおいて作品展示を行った。

◇成果

新型コロナウイルスの影響により多くの事業が実施できなかったが、町民文化祭の代替えとして行った作品展示を実施したことにより、文化活動の推進に寄与した。

◇課題等

多種多様な芸術文化活動を提供し続けるためにも、企画立案の段階からより多くの意見を反映することができるような体制を確立する必要がある。

⑥文化財の保存と活用の促進

◇概要

郷土資料館・旧苫米地家住宅を利用して郷土の文化財の展示等を行い、広く町民に町の歴史や生活の様子を知る機会を提供する。また、文化財の保存・活用の拡充を図る。

◇計画

【郷土資料館運営審議会】

六戸町郷土資料館設置条例第8条により設置した郷土資料館運営審議会の会議を年2

回開催する。

【文化財審議会】

六戸町文化財保護条例第3条により設置した文化財審議会の会議を年2回開催する。

【六戸町無形文化財保存会】

町内各地域に保存・伝承されている郷土芸能の保存・育成に努め、会員相互の親睦を深めるとともに地域住民の文化向上のための支援をする。

【旧苔米地家住宅】

六戸町指定文化財旧苔米地家住宅を公開して一般公衆の観覧に供し、その文化的向上に資する。

【郷土資料館】

設置目的の郷土の重要な歴史的文化的遺産の収集、保存及び展示を行い、郷土に対する正しい認識を深める事業を実施する。

【文化財パトロール】

文化財の保護のため、県委嘱の文化財保護指導員1名と町職員1名で、パトロールを実施する。

◇実績

【郷土資料館運営審議会】

委員5名で年2回の会議を開催した。

【文化財審議会】

委員5名で年2回の会議を開催した。

【無形文化財保存会】

新型コロナウイルスの影響により六戸秋まつり、メイプルタウンフェスタへの参加活動ができなかったが、12月に文化ホールにおいて無形文化財発表会を行い、郷土芸能の保存・育成に努めた。

【旧苔米地家住宅】

茅葺屋根の抗菌、防虫効果と耐用年数を高めるため、燻蒸作業を年3回実施した。年間利用者数は2,130名であった。

【郷土資料館】

開館日は毎週日曜、第2・4土曜日で年間利用者数は86名であった。

【文化財パトロール】

埋蔵文化財遺跡包蔵地「四木(1)遺跡」、「高森(1)遺跡」等、計7箇所のパトロールを実施した。

◇成果

旧苔米地家住宅では、郷土資料館の展示を通年で実施し、懸案材料としていた利用促進へつなげることができた。

◇課題等

旧苔米地家住宅、郷土資料館共に来館者数減少には一応歯止めがかかった。ただし、長期的な増加策は見出せていないため、根本的な利用促進策の策定を急ぐ必要がある。今後も町指定文化財を保存・活用し、町民の文化財に対する意識の向上に努める必要がある。

⑦社会教育施設の機能改善と活用の推進

◇概要

生涯学習活動の拠点施設である文化ホール、就業改善センター、七百地区公民館、郷土資料館、旧苔米地家住宅、小松ヶ丘地域交流館の設備を整備し、運営活用の促進を図る。

◇計画

- ・社会教育施設自動水栓取付工事
- ・文化ホール高圧機器外改修工事
- ・文化ホール非常用照明他交換工事

- ・就業改善センター正面出入口戸修繕工事
- ・就業改善センター料理実習室漏洩修繕工事

◇実績

【社会教育施設全般】

自動水栓取付工事

新型コロナウイルス感染症対策として、文化ホール及び就業改善センターの手洗い場の蛇口を自動水栓に改修した。文化ホール（1階ロビー側及び舞台裏男女トイレ、身障者用トイレ、楽屋1～3手洗い場、）就業改善センター（1階及び2階男女トイレ）

【文化ホール】

・高圧機器外改修工事

耐用年数を経過し、経年劣化した高圧機器及び非常用バッテリーを改修した。（令和2年10月完成）

・非常用照明他交換工事

非常用照明20か所をLED照明に交換した。（令和3年1月完成）

【就業改善センター】

・正面出入口戸修繕工事（令和2年11月完成）

・料理実習室漏洩修繕工事（令和3年2月完成）

経年劣化による修繕工事を行った。

◇成果

多彩な芸術・文化活動の機会を町民へ提供し、文化活動の中核として重要な役割を果たす社会教育施設について、活用に支障がないよう各部について整備を行った。

◇課題等

各社会教育施設とも建設から長年経過している。設備・補修等の工事が必要不可欠となっている施設も多く、今後とも長期にわたる計画的・継続的な対応が求められる。

- ・文化ホール（平成5年11月完成）築後26年経過
- ・就業改善センター（昭和54年12月完成）築後40年経過
- ・郷土資料館（昭和56年5月完成）築後38年経過
- ・七百地区公民館（昭和49年11月完成）築後45年経過
- ・旧苔米地家住宅（平成17年3月移築）築後15年経過
- ・小松ヶ丘地域交流館（平成18年1月完成）築後14年経過
- ・町立図書館（昭和58年5月完成）築後38年経過

⑧人と人が学びにより結びつく社会の構築

◇概要

地域に暮らす人々が、その地域の自然や文化を理解し、協働して取り組みを進めることで、人と人とのつながりにより地域の活力を支える。

◇計画

地域の自然や文化的資源を再確認するための、自発参加型の学習プログラムを開催する。

◇実績

町内在住成人を対象とした夢生学習塾で、町内史跡や町の歴史を学ぶプログラムを取り入れた。

◇成果

ふるさと講座の継続的な実施により、郷土の知られざる魅力を再発見することができた。

◇課題等

より深く六戸町を理解するために、従来取り組んできた学習内容のほかにもより多岐にわたる地域理解学習プログラムの実施が必要である。人と人との繋がりを更に強固なものにするため、特定の年代のみを対象としたものから、多年齢が重層的に交流可能となる事業の企画と運営が求められる。

第4章 図書館編

(1) 方針及び重点施策

【図書館の方針】

「読書習慣形成のため、読書活動への理解と関心を深め、普及・啓発を図り、読書環境の整備」を推進します。

【重点施策】

- ①多様な読書要望に応えると共に、各種資料の計画的な整備の推進
- ②読書活動の普及・啓発と読書環境の整備の推進
- ③県内外図書館との連携強化と要望に応える態勢づくりの推進
- ④子どもの読書活動の充実
 - ・学校図書充実への協力
 - ・お話会の開催
 - ・IT機器を活用した情報提供
 - ・配本巡回指導の推進
 - ・企画展示の開催

(2) 点検・評価結果（令和2年度の取組状況）

①多様な読書要望に応えると共に、各種資料の計画的な整備の推進

◇概要

図書館資料を整備し、多様な資料を備え付ける。

◇計画

図書資料等の購入及び除籍を行い、蔵書の点検を実施する。

◇実績

図書資料等を562冊購入、51冊除籍し、蔵書点検を10月に実施した。

◇成果

562冊の図書資料等を購入し、蔵書の充実を図ることができた。また随時、各種図書コーナーの見直しを行い、利用者が利用しやすい配架を心掛けた。子どもの本離れの解消と図書館利用者の増加を目標に、読書マラソンを行い来館者と貸出札数の増加を図った。

◇課題等

子どものみを対象とするのではなく、来館者全員が楽しめるよう大人向けのイベントを実施するなどして、更に多くの来館者を呼び込む必要がある。古図書の廃棄を今後も継続して行い、見やすく探しやすい本棚づくりに努め、より良い施設運営に努める必要がある。

②読書活動の普及・啓発と読書環境の整備の推進

◇概要

読書に親しみやすい環境と本や読書に関するあらゆる情報を提供する。

◇計画

図書の展示を季節や行事に応じて実施するため、「広報ろくのへ」に毎月記事を掲載する。

◇実績

図書の展示は読書週間展示(子ども/秋/あおもり冬)、環境に関する図書展、本屋大賞展、芥川賞展、直木賞展、読書のすすめ展、クリスマス絵本展、冬を楽しむじっくり読書展等年15回実施した。「広報ろくのへ」を利用し、毎月図書館の情報を掲載し情報提供した。

◇成果

最新の蔵書情報を町民や来館者に提供することにより、読書活動への理解を深め啓蒙に努めた。

◇課題等

新型コロナウイルスの影響により、休館となった期間があった。感染予防を図り、安心して利用できる環境の整備が必要である。また読書の楽しみや作品についてのPRを広報や図書館だより等を通して町民に継続周知し、読書活動への興味を喚起する必要がある。読書愛好家をより一層取り込むために、様々な分野の書物を広く手に取って読んでもらえるよう、おすすめの一冊や今月の推薦本といった企画を充実させることも大切である。

③県内外図書館との連携強化と要望に応える態勢づくりの推進

◇概要

県内外の図書館等と連携を強化し、情報交換等を行う。

◇計画

相互貸借制度を活用する。県立図書館より一括貸出図書を年2回借り受けるほか、巡回図書セットを借り受け活用する。

◇実績

相互貸借制度を利用し、県立図書館等から235冊を借り受けし、9冊貸し出した。一括貸出図書を431冊借り受けし活用した。巡回図書セットを小学校2校、児童館1館、保育園1園、幼稚園1園、こども園1園に対し、前期・後期に分けて貸し出した。

◇成 果

関係機関と密接に連携を図り、必要な図書が必要なときに必要な人へ届けられるような基盤づくりを進めることができた。システムの更新により、相互貸借による貸し出しを行うことができた。

◇課題等

図書システムの活用については、今後も検討していく必要がある。

④子どもの読書活動の充実

◇概 要

読書離れ、活字離れを食い止めるため、子どもが本やおはなしに親しむ環境を提供し、読書活動の充実を図る。

◇計 画

読み聞かせ会「メイプル童話会」を毎月第2日曜日（年12回開催）開催する。昔語り「むかしっこ」を年1回開催する。小学校、幼稚園へ出向いて、朝15分程度の読み聞かせを行う「お話の配達」を年21回開催する。ブックスタート事業として健診時の読み聞かせを（1歳半・3歳健診時）年8回実施する。「第2次六戸町子ども読書活動推進計画」を策定する。

◇実 績

新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおり活動できなかった会もあった。読み聞かせ会「メイプル童話会」は5回開催し、参加者は延べ9人であった。お話の配達は町内2小学校、1幼稚園にて全14回実施した。検診時の読み聞かせは全6回実施した。

◇成 果

乳児期における母親や第三者からの読み聞かせ体験や、幼少期に絵本と接することによる読書活動がその後の人生における読書活動の基礎となることから、機会を見つけて啓蒙活動を行い自然に書に親しむ環境を与えられたことは、大変意義深いものであった。

◇課題等

中学校、高校と学年が進むにつれて読書活動から遠ざかる傾向が近年強くなっている。読書の意義や有効性などを地道に知らせる必要がある。より多くの地域住民に親子で、孫と一緒に本と触れ合う機会をより多く提供するため、定期的な事業内容の見直しやニーズが高い企画への切り替え等を考えていく必要がある。

第5章 スポーツ編

(1) 方針及び重点施策

【スポーツの方針】

「一人一人がスポーツを通じて、生涯にわたり心身ともに健康で明るく豊かな生活を送る環境づくり」を推進します。

【重点施策】

- ①健康と体力づくりの推進
- ②スポーツ指導者の確保・育成の推進
- ③生涯スポーツの普及と振興
- ④スポーツ関係団体の育成と組織体制強化の推進
- ⑤競技スポーツの推進
- ⑥施設の整備と有効活用の推進
- ⑦スポーツ交流と情報提供の推進
- ⑧幅広い年代層と地域に根差したスポーツ振興（地域総合型スポーツクラブ）
 - ・スポーツ賞表彰
 - ・各種スポーツ大会への協力・補助
 - ・軽スポーツ教室の開催
 - ・町民運動会の開催
 - ・六戸ダブルス卓球選手権大会への協力
 - ・メイプルマラソン大会の開催
 - ・上北郡総合体育大会への参加
 - ・県民体育大会への参加
 - ・県民駅伝競走大会への参加
 - ・北奥羽総合体育大会への参加
 - ・キッズアスリートアカデミーの開催

(2) 点検・評価結果（令和2年度の取組状況）

①健康と体力づくりの推進

◇概要

スポーツ基本計画を基に、町スポーツ協会、傘下スポーツ少年団の強化育成に努め、各種競技団体、小・中・高校との連携強化を図る。誰もが楽しめるスポーツに関する指導助言を行うために、スポーツ推進委員を活用する。

◇計画

体力測定事業の実施、軽スポーツ教室の実施

◇実績

体力測定については新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

軽スポーツ教室実施日：令和2年11月28日 計1回

種目：ラダーゲッター、シャッフルボード

◇成果

体力測定は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったが、軽スポーツ教室では、スポーツ推進員が小学校へ出向きラダーゲッター等を通じて小学生と一緒にプレイし、楽しみながらスポーツに触れ合うきっかけを提供することができた。

◇課題等

周知方法等を工夫し、更に参加者が増えるよう努める。

②スポーツ指導者の確保・育成の推進

◇概要

スポーツ推進委員、スポーツ少年団指導員等へ研修会への参加を呼びかけ、指導者の確保と資質の向上を図る。

◇計画

スポーツ指導者を養成するため、研修会等へ参加させる。スポーツ少年団関係者対象の研修会を実施する。

◇実績

県スポーツ推進委員中央研修会及びスポーツ推進委員等上北地区研修会、上十三地区スポーツ推進委員連絡協議会研修会、青森県スポーツ推進委員実技研修会については新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。

六戸町スポーツ少年団 コーディネーショントレーニング講習会については新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

◇成果

スポーツ推進委員等の各種指導者研修会については新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、コーディネーショントレーニング講習会で総合的な運動能力を高めるためのトレーニングを習うことが出来た。

◇課題等

スポーツ少年団指導者及び保護者等を対象に行われる各種講習会については、関係者に対し積極的に周知を行い、参加していただけるよう努める。また、町スポーツの普及に必要なスポーツ推進委員の増員に努める。

③生涯スポーツの普及と振興

◇概要

誰もが参加できるレクリエーションスポーツ種目を取入れ、町民のふれあいと体力向上及び青少年の健全育成を図る。

◇計画

メイプルマラソン大会2020及び軽スポーツ教室を実施する。

◇実績

・メイプルマラソン大会2020

新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。

- ・生涯学習フェスタでの軽スポーツ体験

生涯学習フェスタの中止により、軽スポーツ体験も中止とした。

- ・軽スポーツ教室

町内各小学校の訪問は中止となったが、メイプルジュニアクラブとの教室を1回開催することができた。

開催日：11月28日 計1回

場 所：就業改善センター

参加者：13名 スポーツ推進委員5名

◇成 果

大会等の開催・参加を呼びかけ、スポーツを体験する場の設定により町民のふれあいと体力向上等を図れた。

◇課題等

マラソン大会に関しては、前回からの課題で参加賞等の見直しや開催日、スタートとゴールの場所について、検討が必要である。

④スポーツ関係団体の育成と組織体制強化の推進

◇概 要

スポーツ協会及び傘下のスポーツ少年団、スポーツ実践団体の組織強化と活動を支援する。

◇計 画

スポーツ協会の活動を支援し、選手を各種大会へ派遣する。スポーツ少年団の活動を支援する。

◇実 績

- ・スポーツ協会の活動を支援し、選手を各種大会へ派遣した。

(加盟団体：14団体 282名)

野球協会、バレーボール協会、ママさんバレーボール協会、バスケットボール協会、陸上協会、ソフトテニス協会、バドミントン協会、ボウリング協会、相撲協会、ゲートボール協会、サッカー協会、卓球協会、ソフトボール協会、グラウンド・ゴルフ協会

- ・スポーツ少年団の活動を支援した。

(団員 86名、指導員 17名、役員 15名)

六戸スポーツ少年団(主な活動競技)野球、ソフトボール、卓球、サッカー

開知スポーツ少年団(主な活動競技)陸上

大曲スポーツ少年団(主な活動競技)野球

◇成 果

スポーツ協会加盟組織やスポーツ少年団が開催する大会等の支援を行い、各団体の育成及び組織体制の強化を図ることができた。

◇課題等

組織力の弱い種目の活動に対しての支援を考えていかなければならない。様々な手法により若い世代の会員確保が組織維持のため必要である。

⑤競技スポーツの推進

◇概 要

スポーツ振興に著しく貢献した者並びに各種大会において優秀な成績を収めた者を表彰する。

◇計 画

スポーツ各賞を表彰する。

文化・スポーツ賞に関する表彰式 開催日：2月15日 場所：文化ホール

スポーツ賞、優秀選手賞、スポーツ指導者賞

◇実績

スポーツ各賞を表彰した。(令和2年度は優秀選手賞のみ)

新型コロナウイルス感染症の影響により表彰式は中止とした。

スポーツ賞(該当なし) 優秀選手賞(11個人5団体) スポーツ指導者賞(該当なし)

◇成果

選手及びスタッフの今後のスポーツ活動への励みと活力につながった。

◇課題等

県外に進学した生徒の活躍成績の情報把握

⑥施設の整備と有効活用の推進

◇概要

各種大会、行事等のできる質の高い体育施設の改修整備を行う。

◇計画

総合体育館大規模改修工事(Ⅲ期工事)

総合体育館屋外配管更新工事

町営野球場倉庫サッシ改修工事

◇実績

総合体育館大規模改修工事(Ⅲ期工事)(令和3年2月完成)

総合体育館屋外配管更新工事(令和3年2月完成)

町営野球場倉庫サッシ改修工事(令和2年5月完成)

◇成果

総合体育館や町営球場等の改修、修繕等を行い、安全性及び利便性が保持され各種大会が行われると共に、利用者等の継続的な利用につながった。

◇課題等

体育施設の効率的な運営・維持管理のため、総合運動公園、総合体育館等に設置した各種体育用具等の老朽化に対応すべく、年次計画で更新する必要がある。

・総合体育館(昭和57年9月完成)築後39年経過

令和2年度大規模改修工事終了

・B&G海洋センター(平成元年6月完成)築後33年経過

・総合運動公園(平成10年9月完成)築後23年経過

⑦スポーツ交流と情報提供の推進

◇概要

スポーツ協会並びに傘下スポーツ少年団の組織維持と連携強化。また、各種大会への積極的参加を支援する。

◇計画

各種大会への参加を支援する。

B&G県大会、上北郡総合体育大会、北奥羽総合体育大会、市町村対抗青森県民体育大会、青森県民駅伝競走大会

◇実績

・第41回B&Gスポーツ大会青森県大会 開催日:7月23日 参加者:8名 総合5位

・2020B&G全国ジュニア水泳大会(東京都)オリンピック開催年のため中止。

・第43回上北郡総合体育大会 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

・第71回北奥羽総合体育大会 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

・第75回市町村対抗青森県民体育大会 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

・第28回青森県民駅伝競走大会 新型コロナウイルス感染症の影響により中止

◇成果

町スポーツ協会による各種大会への積極的な参加準備の支援ができたが、新型コロナウ

ウイルス感染症の影響により中止となった。

◇課題等

チーム編成ができず各大会に参加できない団体もある。会員・団員の新規加入を重要課題とし、町広報誌等はじめ様々なPR、会員募集活動を展開し組織強化に努めていく。

⑧幅広い年代層と地域に根ざしたスポーツの振興（地域総合型スポーツクラブ）

◇概要

子供から高齢者までが一緒に運動・スポーツを行える場を作り、楽しさや感動などを味わえる事業の展開していく。

◇計画

町民運動会及びメイプルマラソン大会の継続実施に努める。

◇実績

- ・町民運動会 新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。
- ・メイプルマラソン大会 2020 新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。

◇成果

メイプルマラソンや町民運動会は、開催に向けて実行委員会等により内容の検討や協議を行うことができた。

◇課題等

町民運動会の参加者を増やすため、魅力ある競技内容の検討及び不参加地区のチームへ参加の働きかけを継続して行っていく。

また、町民運動会の実施について、参加する町内会の現状を考慮したうえで、開催の有無を決定していく。

さらに、開催しないのであれば、町民が集う「スポーツの祭典」を企画していく。

第6章 教育環境の整備編

(1) 方針及び重点施策

【教育環境の整備の方針】

教育委員会関連の施設・設備の状態を把握し、活動に支障がないよう努めます。
令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策を重点的に行います。

【重点施策】

①学校教育関連施設・設備

- ・各小・中学校の施設の計画的な改修及び設備の整備・保全
- ・特別な配慮を必要とする児童・生徒の施設・設備の整備
- ・授業のICT化の推進
- ・エアコン設備の調査・研究

②社会教育・図書館関連施設・設備

- ・文化ホール、就業改善センターの設備の整備・保全
- ・図書館の設備の整備・保全
- ・公民館の補修・改修等への対応

③スポーツ関連施設・設備

- ・総合体育館大規模改修及び設備の整備・保全
- ・総合運動公園等の施設の計画的な改修及び設備の整備・保全
- ・B&G海洋センターの計画的な改修及び設備の整備・保全

(2) 点検・評価結果（令和2年度の取組状況）

① スクールバス運行事業

◇概要

児童の安心安全な通学を考慮し、通学距離に応じて町民バスと民間バスを併用し、スクールバスを運行する。

◇計画

小学校区ごとにスクールバスを運行する。

- ・六戸小学校区、開知小学校区：町民バスの運行
- ・大曲小学校区：町民バス及び民間委託バスの運行

◇実績

計画どおり、小学校区ごとにスクールバスを運行した。

- ・六戸小学校区：町民バス運行（旧柳町、長谷、折茂小学校方面・高見、高館方面）
- ・開知小学校区：町民バス運行（旧昭陽小学校方面）
- ・大曲小学校区：町民バス、スクールバス運行（たての台団地方面、小松ヶ丘方面）

◇成果

スクールバスは、町民バス（スクールバス）運行業務の委託と、小松ヶ丘方面については民間バス事業者にスクールバス運行業務を委託する方法で運行した。大曲小学校の児童数増加に対応するため、民間バスをさらに1台追加した。また、新型コロナウイルス感染症対策（密回避）のために中型バス1台と小形バス1台を購入した。加えて、学校行事の実施に伴う臨時運行にも柔軟に対応するなど、総務課の町民バス担当と連携を図りながら利用者に不便を感じさせない運行に努めた。

◇課題等

運行経路や運行状況について学校側と日常的に連絡を取り合う必要があるが、年度替わりで学校側・運行側の担当者が変更となった場合などにしばしば混乱が発生している。安定的な運行を維持するためにも、今後より一層学校と緊密に連絡を取り合う必要がある。

② 学校運営協議会事業

◇概要

学校運営に関して、保護者及び地域住民の学校運営への参画促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や子どもの健全育成に取り組む。

◇計画

学校運営協議会委員は、各学校8～10名程度5校で45名に委嘱する。

事業内容

- ・当該学校の教育目標、教育方針及び教育計画に関すること。
- ・教育活動の実施に関すること。
- ・学校と地域の連携の進め方に関すること。
- ・上記のほか学校の運営に関すること。

◇実績

各学校において、3～4回会議を開催し、学校行事等の運営について協議した。また、保護者アンケート等による学校評価結果をもとに、学校経営に対する評価や意見等をいただき、改善策についての協議や次年度の事業の方向付けを行った。

◇成果

各学校とも地域住民の学校運営への参画が図られたことで、地域の教育力を活用しながら学習を進めることができ、家庭や地域が一体となって子どもたちの健やかな成長を見守ることができた。

◇課題等

より多くの住民を巻き込むために事業についての広報活動を行うことと、人材の再発掘を長期的に行う必要がある。

③学校環境整備事業

◇概要

児童・生徒が安全で安心して授業や活動ができる環境の充実を図ることを目的とし、維持補修及び校内の整備を行う。

◇計画

- ・大曲小学校防音機能復旧工事（ボイラー改修）※前年度からの繰越事業
- ・七百中学校特別支援室改修工事

◇実績

- ・大曲小学校防音機能復旧工事（ボイラー改修）（令和2年9月完成）
- ・七百中学校特別支援室改修工事（令和3年2月完成）
- ・六戸中学校教室棟屋上防水補修工事（令和2年9月完成）

◇成果

計画どおり、児童・生徒が安全で安心して授業や各種活動ができる教育環境の充実を図ることができた。また、当初の計画にはなかった六戸中の雨漏りへも補正予算で迅速に対応するなど、学校教育活動環境の改善に努めた。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、各学校に熱感知機能付きカメラを設置したほか消毒液などの学校保健に係る用品を購入した。令和3年度では全学校の水道に係る設備を自動水栓化にする工事を行うこととした。

◇課題等

今後も小・中学校が抱える多様な要望を早期に実現するため、学校側のニーズを早期に的確に把握し、学校側及び企画財政課と優先順位の摺り合わせを十分行った上で継続的に事業を進める必要がある。

資 料

六戸町教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第2条 教育委員会は、毎年、前年度の教育に関する事務が六戸町教育主要施策に基づいて適切に実施されているか点検するとともに、その成果及び課題等について自ら評価するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第3条 教育委員会は、点検及び評価についての客観性を確保するため、点検及び評価の実施方法並びにその内容について意見を聴取するなど、教育に関する学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

(点検及び評価の結果の活用)

第4条 点検及び評価の結果については、教育施策の企画立案等、効果的な教育行政の推進等に活用するものとする。

(町議会への報告等)

第5条 点検及び評価の結果については、報告書を作成して町議会へ報告するとともに公表するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項については、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

六戸町教育委員会の事務の点検及び評価実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、六戸町教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価の対象)

第2条 点検及び評価の対象は、六戸町教育施策の基本方針に基づいて実施する各分野区分を構成する主な事業とする。（以下「対象事業」という。）

(点検及び評価の方法)

第3条 各事業を所管する課長等は、教育長が別に定めるところにより、当該対象事業について点検及び評価を行い、その結果を教育長に提出するものとする。

(評価委員の委嘱)

第4条 教育長は、要綱第3条に規定する教育に関する学識経験を有する者の知見を活用するため、適当と認められる者を評価委員として委嘱し、点検及び評価の内容等について意見を求めるものとする。

2 評価委員の定数は3名以内とし、その任期は2年間とする。

3 前項の任期は、委嘱の日からこれを起算する。

4 補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(報告書の作成)

第5条 教育長は、評価委員から聴取した意見を参考に、点検及び評価の結果に関する報告書案を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(町議会への報告等)

第6条 点検及び評価の結果に関する報告書は、町議会へ年度末までに提出するとともに、町のホームページ等により公表するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、点検及び評価に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行する。

関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 26 条（一部省略）

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（平成 20 年 4 月 1 日施行）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）（一部省略）

19 文科初第 535 号平成 19 年 7 月 31 日文部科学事務次官通知

第一 改正法の概要

1 教育委員会の責任体制の明確化

（3）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととしたこと。点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとしたこと。

（法第 27 条）

第二 留意事項

1 教育委員会の責任体制の明確化

① 今回の改正は、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任をはたしていく趣旨から行うものであること。

② 現在、すでに各教育委員会において、教育に関する事務の管理及び執行の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するなどの取組を行っている場合には、その手法を活用しつつ、適切に対応すること。

③ 点検及び評価を行う際、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることについては、点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設けるなど、各教育委員会の判断で適切に対応すること。